

盛岡市市税条例について

令和2年3月26日

財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

現在、第201回通常国会において審議中の「地方税法等の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布された際に、盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

- ア 令和3年度から寡夫及び単身児童扶養者（ひとり親）に対しても特別寡婦と同一要件による30万円の所得控除が予定されていることから、給与所得者及び年間所得が38万円以上となる公的年金等受給者が毎年最初の給与等の支給を受ける前日までに提出することとされている「扶養親族申告書」において、単身児童扶養者である場合に記載する欄の記入を要しないこととする。
- イ 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の期限を3年延長し令和6年度までとする。
- ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の期限を3年延長し令和5年度までとする。
- エ その他 法令等の改正に伴う引用条項の整備等を行う。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

- ア 日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置廃止に伴い条項を改める。
- イ 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）について
 - (7) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、対象となる装置等の見直し（有機溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置の適用対象の除外等）により条項を改める。
 - (4) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、対象となる発電設備（出力5,000kw以上の水力発電設備）の特例割合を3分の2から4分の3に改める。

ウ その他 法令等の改正に伴う引用条項の整備等を行う。

(3) 市たばこ税関係

ア 輸出等にかかる市たばこ税の課税免除の適用について、申告書への課税免除事由に該当することを証する添付書類を不要とする等、手続きの簡素化を行う。

(4) 国民健康保険税関係

ア 基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げる。

介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に引き上げる。

後期高齢者支援金等課税額については、現行のまま据え置きとなる。

区 分	改正前	改正後
基礎課税額（医療給付費等課税額）	61万円	63万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	変更なし
介護納付金課税額	16万円	17万円

イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

区 分	改正前	改正後
7割軽減	33万円	変更なし
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数	33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数	33万円+52万円×被保険者数

3 施行期日

令和2年4月1日